

随意契約理由

1. 案件名称

令和8年度地域課題解決型「広報みなと」配布業務委託(波除小学校区)

2. 契約の相手方

波除地域活動協議会

3. 随意契約理由

本事業は、地域コミュニティの機能低下などにより複雑・多様化した地域課題について、地域の団体や企業等に業務を委託することにより、地域のヒト・モノ・カネ・情報などの資源を循環させ、地域経済の活性化を図るとともに、地域実態に即した課題解決を図る「社会的ビジネス化」を進めることを目的としている。本事業を効率的・効果的に遂行するには、単に価格の評価とするだけでなく、公募型プロポーザル方式により、設定した課題の内容、その解決手法の的確性・実現性・創造性、及び、広報紙の配布の体制・実施方法等を総合的に審査し選定することが最適な方法である。公募を実施し、委託先選定会議において評価を行った結果、波除地域活動協議会が最も優れた提案を行った事業者であったため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 総務課（総合政策）

随意契約理由

1. 案件名称

令和 8 年度地域課題解決型「広報みなと」配布業務委託(弁天小学校区)

2. 契約の相手方

弁天地域活動協議会

3. 随意契約理由

本事業は、地域コミュニティの機能低下などにより複雑・多様化した地域課題について、地域の団体や企業等に業務を委託することにより、地域のヒト・モノ・カネ・情報などの資源を循環させ、地域経済の活性化を図るとともに、地域実態に即した課題解決を図る「社会的ビジネス化」を進めることを目的としている。本事業を効率的・効果的に遂行するには、単に価格の評価とするだけでなく、公募型プロポーザル方式により、設定した課題の内容、その解決手法の的確性・実現性・創造性、及び、広報紙の配布の体制・実施方法等を総合的に審査し選定することが最適な方法である。公募を実施し、委託先選定会議において評価を行った結果、弁天地域活動協議会が最も優れた提案を行った事業者であったため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 総務課（総合政策）

随意契約理由

1. 案件名称

令和8年度港区広報紙編集等業務(令和8年5月号～令和9年4月号)

2. 契約の相手方

株式会社シカトキノコ

3. 随意契約理由

本事業は、「広報みなと」を通じ区民に必要な情報を確実に伝えるため、事業者がもつ企画編集・デザインのノウハウを活用して区民目線での紙面作成を行うことで、区民が期待する地域情報を活用した親しみやすくて読みやすい広報紙を提供することを目的としている。

本事業を効率的・効果的に遂行するには、公募型プロポーザルにより民間事業者から創意工夫を凝らした企画提案を広く募集することが最も適した方法である。

公募を実施した結果、委託先選定会議での選定評価の結果等にもとづき、優れた提案を行った株式会社シカトキノコと随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 総務課（総合政策）

随意契約理由

1. 案件名称

港区将来ビジョン策定支援業務委託

2. 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ

3. 随意契約理由

本業務は、港区の次期将来ビジョンの策定に向けて、港区の現状および大阪府・大阪市の施策動向等を調査・分析し、当区の将来像を描くとともに、現状の課題および当該課題に対する解決策を明確化した上で体系的に取りまとめるものである。業務内容は高度かつ専門性を要し、受注者のまちづくりに関するノウハウ並びに調査・分析に関する幅広い知識・経験等を活用する必要があることから、価格のみで評価することは適当でなく、競争入札に適さないものと判断し、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。学識経験者等の意見を聴取する選定会議において審査を行った結果、有限責任監査法人トーマツ大阪事務所の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとの意見が得られたことから同社と随契契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 総務課（総合政策）

随意契約理由

1. 案件名称

令和8年度大阪市港区におけるコミュニティ育成支援事業

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

本事業は、人と人が出会いつながる機会を提供することで、住民主体の豊かなコミュニティづくりを促進し、地域における文化の向上を図るとともに、その促進を担うことができる人材を発掘・育成することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としており、その目的を達成するため、受託者の持つ地域コミュニティづくりの推進に関するノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集するため公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。選定会議の結果、「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」が選定されたため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 協働まちづくり推進課（市民活動推進）

随意契約理由

1. 案件名称

令和8年度大阪市港区における新たな地域コミュニティ支援事業

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3. 随意契約理由(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

少子高齢化など地域コミュニティを取り巻く環境は変化し、つながりの希薄化や地域活動の担い手不足などの課題がみられる一方、複雑・多様化した地域課題にきめ細かく対応していくことが不可欠となっており、それぞれの地域活動協議会の運営レベルや地域実情に応じた支援が必要となっている。こうした状況の中で「新・市政改革プラン」の取組方針の1つである「ニア・イズ・ベターの徹底」において掲げられている「地域活動協議会の更なる活性化」を進めていくには、専門的なスキルやノウハウを持つ事業者の支援が不可欠であると考え、ため公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。選定会議の結果、「一般財団法人大阪市コミュニティ協会」が選定されたため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 協働まちづくり推進課（市民活動推進）

随意契約理由

1. 案件名称

子育て相談の日～心理士による「こころの土曜日相談会」業務委託業務

2. 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団

3. 随意契約理由

保健福祉課では、「児童虐待早期発見・未然防止対策事業」として通常の子育て相談に加えて心理士による相談事業を実施している。その相談件数は増加傾向にあるが、平日昼間の限定的な対応に留まっている現状がある。平日昼間に時間を取ることができない子育て世帯も存在しているため、本事業は閉庁日に焦点を当てたものである。

一方で、港区子ども・子育てプラザについては、現在港区土地地区画整理記念・交流会館の5及び6階で子育て活動支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポート事業を当区の業務委託により一般財団法人大阪教育文化振興財団が実施している。

閉庁日の事業実施に伴い、区庁舎で常態的に職員が窓口を開設することは、庁舎管理の観点や、来庁者の安全確保の観点からも困難であるが、日ごろから土日にも子育て世帯が利用する「子ども・子育てプラザ」で来場者向けの心理相談を行うことで、区民のニーズにあった事業構築が可能となる。

また、本事業の実施には、相談業務という専門性の確保と、プライバシーに配慮できる会場、子どもがリラックスできる空間を提供できる環境、区役所をはじめ地域の他の支援機関へのつながりを持つことなど、福祉分野における専門的な知識やノウハウを有することが重要である。一般財団法人大阪教育文化振興財団は、港区以外にも市内複数の子ども・子育てプラザや区民センター、市立生涯学習センターなどの管理運営実績があり、事業主旨に対応できる豊富な人材とネットワークを有する組織である。

よって、本事業は、区内で事業が実施できる唯一の事業者である、一般財団法人大阪教育文化振興財団と随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 保健福祉課(子育て)

随意契約理由

1. 案件名称

令和8年度港区地域福祉サポート事業

2. 契約の相手方

社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会

3. 随意契約理由

本事業は福祉局で実施している事業において設置している「見守り相談室」と連携して実施することで、地域の見守り体制づくりや要援護者の情報共有など、より効果的な事業の推進を図っているところである。また、港区社協とは、平成26年度以降、「地域福祉活動の支援に係る連携協定」を交わしており、共同して地域福祉の推進を図っている。以上の理由により、地域課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体や地域における社会資源などをもち、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である「港区社協」と随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167号の2第1項第2号

5. 担当部署

港区役所 保健福祉課(福祉)